



Title	「所有」と巨大株式会社
Author(s)	富森, 虔児
Citation	経済學研究, 35(3), 1-8
Issue Date	1986-01
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/31701
Type	bulletin (article)
File Information	35(3)_P1-8.pdf



[Instructions for use](#)

「所有」と巨大株式会社

富 森 虔 児

中小企業の不断の存在とその意義が一方で決して忘れられてはならぬとはいえ、現代資本主義経済の軸心が、巨大企業とりわけ巨大株式会社であることに否定の余地はない。

しかも、かかる現代巨大株式会社をめぐるの大きな問題の一つが、そこでの所有関係・支配関係の複雑化であることは明らかであり、さればこそ、多かれ少かれこの問題をめぐる論議が最近跡をたたないともいえるのである。

事実、かくいう筆者自身もこの10年間、くり返しこの問題をとりあげ、さまざまな角度から拙論を展開してきたのであった。(①「現代資本主義の理論」新評論1977年 ②「法人資本主義と“日本の経営”」エコノミスト1982年3月16日 ③「巨大会社と“資本家の物化”」北大経済学研究32の3、1982年11月 ④「現代の巨大企業—国際比較の視角から—」新評論1985年10月第1章、第2章。以下これらを引用する場合は、例えば拙論①とする)

また議論を展開する過程で、種々の討論の機会も与えられ、それらによって拙論自体が発展してきた。そして当然、そうした発展の過程で拙論自体が、微妙に変化してきたのもいわば当然であった。しかも、かかる拙論の発展、変化に伴って、筆者自身の問題にたいする認識は、それなりにたかまり深まったといえることができる。

本稿は、いわばそうした筆者自身の認識の深まりを、この段階で再確認しつつ総括するとともに、合わせて最近のいくつかの論稿に対して、この段階での筆者の見解を述べておこうとする

ものである。

I 再び「所有」概念について

今までの論稿でも多かれ少かれふれたように、問題の根底には常に「所有」をどう捉えるかが関わっている。従って、本稿でもこの点に関わる現時点での筆者の見地（それは、拙論②、③からはやや発展したものであるが、拙論④とは基本的に異ならない）を再度確認整理するところから始めざるをえない。

(1)「所有」とは、対象の使用、収益、処分が、社会的承認のもとに可能とされることであり、その限りで、「所有」とはまずなによりも「所有権」という法的関係である。ただこのように法的関係を示すものとして、さしあたり観念的なものたりうるとしても、そうした観念的なものじたい社会的意義を持ちつづけるためには、法的関係の実行=ここでは「所有権」の行使=が現実存在しなければならないだろう。

かくて、「所有」とは要するに「所有権」と「所有権の行使」の—前者を基軸とした—統一であるということになる。

篠田武司氏は、次のように書いておられる。「所有が意識的關係行為という時、それはふたつの側面をもっている。すなわち、ひとつは特定な物に対して関係しうるといふ『可能性の集合』という側面である。一般に所有権という法的な権利は『可能性の集合』が規範として保障されたものである。このように關係行為のひとつの側面は關係行為可能性であり、この意味での所有は『権利としての所有』である。いまひとつの側面は關係行為という事実であ

る。可能性の現実化、執行としての実在の関係行為である。この意味での所有は『事実としての所有』といってよい。関係行為という場合二つの側面を含むものであり、したがって所有とはこの両側面の統一である。』¹⁾

上述の筆者の見地も、ここでの篠田氏の見地とほぼ完全に一致するものといってよいだろう。ただ筆者と篠田氏との一致はこの点ではほぼ完全とはいえず、他の点では篠田氏の議論を筆者は必ずしも評価しない。とくに、氏が所有についてのこのような正当な理解にもかかわらず、れいの法律的所有と経済的所有の対置という混乱した議論に巻き込まれてしまっておられる点についてはとりわけ残念である。

(この問題については拙論③参照)

なお、先にも示した通り、(拙論④)ここでみた筆者の「所有」概念は吉田民人氏とも一定の共通点をもつが、若干相違もしている。同じところでいっている通り、筆者の見地は、この点では吉田氏にそって独自に「所有」概念を整理された北原勇氏とむしろ多くの共通点をもっているといえる。

(2) 「所有」が「所有権」と「所有権の行使」の統一として把握され、しかも、両側面において基軸をなすのが前者であるということは、いづれにせよ「所有」が何よりも法的関係であることを示している。

だが筆者が前にも述べたように(拙論③)、「いうまでもなく、所有がどこまでも法的範疇として理解されねばならないのは、マルクスがそのように理解したからということによるものでは決してありえない」(同上22ページ)。

にもかかわらず、マルクスもまた、主として「所有」を法的なものとして捉えている場合が多かったのも否定出来ない。例えば、彼は「商品は、自分で市場へ行くことはできないし、自分で自分たちを交換しあうこともできない。商品の番人たちは、自分達の意志をこれらの物にやどす人として互いに相対しなければならない。……どちらもただ両者に共通な一つの意志行為を媒介としてのみ、自らの商品を手放す

ことによって、他人の商品を自分のものにするのである。それゆえ、かれらは互いに相手を私的所有者として認めあわなければならない。』²⁾

(傍点筆者)としているが、これは「互いに相手を私的所有者として認めあう」という社会的承認関係が商品所有にとって不可欠であるという、所有にまつわる法的本質がマルクスによって捉えられていたことを示す以外の何ものでもない。

にもかかわらず、マルクスのこのような叙述そのものに依拠して、「私的所有関係は商品関係の実現という経済過程に不可欠な経済的な意志的支配行為に関する関係であり、決して法律的所有権ではない」³⁾(傍点原文通り)と主張するのは、法とは一その発展の程度は別としていづれにしても、一つの社会的承認関係に他ならないという法の本質を見誤った致命的な欠陥をもつ見方であるとしないうけにいかないだろう。

浅見氏は同じ論文の別な個所で「商品関係に適合的な私的所有を、社会的な“共同意志”として承認する法律上の私的所有権」⁴⁾(傍点原文通り)とも書いておられる。此の個所の叙述の方がはるかに適切に法と私的所有の本質をとらえていることは明らかであり、もしこの理解が先のマルクスの叙述の解釈に適用されれば、上に見たような氏の誤りはありえなかったようにも思われる。総じて、浅見論文における「所有」という言葉の使用は極めて乱暴であるといわざるをえない。例えば、氏の論文では繰り返し「資本家—労働者の支配—従属関係」を所有する者と所有される者の関係といいなおし、これを経済的所有関係としているが、なぜこのような「支配」の関係がいつのまにか「所有」の関係にとって代わられるのかはほとんど説明されていない。たしかに生産関係を生産手段の所有関係からみていく伝統的「マルクス主義」に対しては氏も一線を画するかのごとくふるまっているが、実は法的なものにす

2) 大内兵衛、細川嘉六監訳『マルクス＝エンゲルス全集』第23巻、大月書店、1965年、p 113。

3) 浅見克彦、「所有と物象化」(1)『経済学研究』(北大)第33巻第2号、p. 90。

4) 同上、p. 94。

1) 篠田武司「株式会社における所有問題」『経済評論』1984年9月。

ぎない所有関係に基礎的位置を与えようとする伝統的見地から氏も又免れ切っていないことにこそ、このような「所有」表現の乱用の因があるように思われる。とりわけ、経済的所有というミスリディングであいまいな所有概念に氏があくまでも未練をいだきつづけるところに、そうした側面が端的にできているということができよう。

(3) 上にみたように「所有」とは、あくまでも法的範疇なのであり、そのかぎりでは、所有関係は、より基底な経済関係を上部において反映する上部構造に属すべきことがらであるといわなければならない。

だが、この点の把握が如何に重要であるからといって、そのことから直ちに所有関係を軽視してよいことにはならない。拙論④で筆者自身が再確認しておいたように、『私的所有は、資本主義にとって本質、あるいは基底なのではなく、一つの結果であり反映にすぎないとはいえず、反映の限りでは、やはり資本主義にとっての一つの不可避の必然にちがいない』⁵⁾ のであり、『所有』は、このようないわば『背後にかくれている実体を映し出す鏡の如きものである』と考えられる。しかも『鏡は鏡なりに実体の変化を映しだす。いいかえれば、所有関係に何らかの重要な変化がみとめられれば、それはそれなりに実体における重要な変化を表わしているとみななければならない』⁶⁾⁷⁾、といった理解が、極めて重要なのである。

経済学の研究者にしばしばみられる法的関係そのものの軽視ないしあえていえば、時には、蔑視とも思われる程の軽視は、この意味で批判される必要があるといえよう。

例えば、法的関係にふれるたびに、これを「たんなる法形式」とするとか「名義=法律的⁸⁾所有権」とするときには、このような軽視の最たるものといえよう。

事実、法的関係は、上部構造レベルの関係として、それなりの実体をもっているものであり、たんなる形式なのではない。また、法律的所有権（実は「所有」はすべて法律的所有権としてしか存在しえないのだが）は、対象に対する使用、収益、処分⁹⁾の権利を含んでいるのであり、ただの名義ということでは決していいつくせないことはいうまでもない。

だが、このような上部構造レベルでの実体性と、それがともかくも下部なり土台を反映する鏡であることの意義の重要性が認められるべきとはいえ、「所有」が、上部構造に属する法的関係であることからくる限界もまたわきまえられなければならないのもいうまでもない。とりわけ、こうした限界性は、生産手段の国有化という上部構造レベルでの変革が、現実の経済における「生産の諸条件と労働の対立」自体を直接には解決しえず、却って官僚支配という形での「私的所有」を再生産するに到っているという「社会主義」的実験の数々によって何よりも明白に示されているといつて過言でないだろう。

II 株式会社における所有関係

すでに拙論③、④でも展開した通り、株式会社は、その所有関係の多重化をもって一つの特質とする。しかも、もともと多重化していた所有関係の内容そのものが株式会社の巨大化とともに、さらに変ってきているところに現代の多くの問題の出発点がかくされてもいるのである。

(1) まず、一般的に株式会社は、その所有関係を、会社資産=現実資本の所有と、もともとこの現実資本の支配への参加権を内容とする株式の所有に二重化する。いうまでもなく、ここで前者を所有するものは、「会社それ自体」なる法人であり、後者を所有するものは株主である。

だが、会社資産を所有する「会社それ自体」

5) 拙稿, ③ p. 21.

6) 拙稿, ② p. 71.

7) 拙稿, ④ p. 36.

8) 浅見, 前掲論文, p. 104.

は、それ自身で意思主体たりうる自然人ではない。ここから、株式会社をめぐる所有関係の一层複雑な関係が生まれてくることになる。つまり、「会社それ自体」は会社資産の所有権をもつが、それ自身によってこれを行使できず、したがって、かかる「会社それ自体」の会社資産所有権を行使すべき自然人が別に確定されなければならないのである。

本来の株式会社では、かかる会社資産所有権の行使者は個人大株主であり、この点で何らの問題はなかった。否、むしろ、本来、現実資本を所有していた自然人資本家が、株式会社に結合するにあたって、出資の有限責任化とひきかえに、現実資本に対する直接の所有権を「会社それ自体」に委譲し、しかもそういう形で失われた所有権を（株式会社への参加権＝株式の多数を支配することを通して可能とされる）会社支配権としてとりもどすところこそ、株式会社制度の制度としてのポイントがあったのであった。

だが、現実の株式会社の発展、とりわけ現代における株式会社の巨大化は、上にみたような個人大株主の支配を事実上風化してきていると思わせるものをもっていたのだ。だからこそ、ここから当然にも、個人大株主に代わって巨大会社を支配するものは誰か、また、その変化によって現代における「資本家像」はどのように変わったか、さらには果たしてこのことによって一部にいわれるように資本主義の一種の自然消滅の時代に入ったといえるのかといった諸問題が、経済学的に究明されるべきシリアスな課題として浮かび上がってきたのである。

「むしろ、このような問題に満足のいく答えを与えることは容易ではない。だからといって、「株式会社における資本の“共有”はあくまで結合資本家（出資者集団）による共有（結合所有）であって、社会主義社会における“直接生産者の社会的所有”とは本質を異にするものである」⁹⁾とし、しかも、このような結合所有な

る「用語を“資本家的共有”という明確な（?筆者）概念に統一」¹⁰⁾し、さらに屋上屋を重ねて「くどいようだが……株式会社は結合資本であり、所有論的には共有された資本である」¹¹⁾と、ひたすら空しい没論理的宣言を繰り返してみても、問題は何も解決しないことはいうをまたない。本来、たしかに結合資本として出発したはずの株式会社において、その結合資本性が、容易にみいだしえなくなったところにこそ問題があるのであり、このことの解明－むしろ解明の結果結合資本性が再確認されうる場合も含めて－をなしえないで、ただ「資本家的共有」の下にあることを無媒介に前提してしまうことは、イデオロギーの空まわり以外のなものでもなく、結果として却って議論を後退させてしまう極めて後ろ向きなことであるとしなければならないだろう。

(2) ところで、上にみたような個人大株主による会社支配のことを、北原勇氏は、かつて個人大株主による会社資産の「実質的所有」とされ、この立場から株式会社の巨大化によって失われる個人大株主の実質的所有は「会社それ自体の手に移る」とされた。ここで、支配を「実質的所有」とあえていいかえることによって生ずる混乱はさておくとしても、かかる北原説の難点をはっきりしており、筆者もこれを拙論④において、次のようにのべておいた。

「事実『会社それ自体』には始めから手などはないのであり、そこへ『実質的所有』が移ることなどはそもそもありえないのである。

あるのは、『会社それ自体』による会社資産に対する所有権＝可能態としての所有と、『会社それ自体』に代わって、この所有権の行使＝現実態としての所有を成すべき手を持った『自然人』以外にない。そして、株式の分散による大株主の後退は、大株主によって行使されていた会社による会社資産の所有権が、大株主とは別の自然人集団である経営者集団によって行使される方向に変わったということ以

年, p. 164.

10) 同上, p. 165.

11) 同上, p. 177.

9) 森 泉, 『株式会社制度』北大図書刊行会, 1985

外の何ものでもないとしなければならないのである」¹²⁾。

要するに変化は、もともと「会社それ自体」が所有権をもっている会社資産の所有権の行使者が個人大株主（もしくはその集団）から、経営者集団にとって代わられていくことにつぎるのである。

もっとも、巨大会社の発展はたんに株式の分散による個人大株主の支配力の後退といったことだけでなく、同時に大機関株主への株式の集中という逆の傾向も含んでいる。わが国では、そのことが特異な「法人資本主義」構造に結実していることも周知の通りである。だが、このような場合、たしかに大機関株主の影響支配の力は無視できないとはいえ、それらもまた、それぞれの経営者集団にそれらの力の行使をゆだねざるをえない主体なのであり、その限りで、このことも「経営者集団」への会社資産所有権の行使の移行のなかに含まれるべきものであることは明らかであろう。

北原説にみる上記のような難点は他の論者によっても筆者とはやや異なったコンテクストのなかで同様にとりあげられている。たとえば西山忠範氏は「この意味の株主による実質的所有は、株主が無機能化すれば、ただ一方的に喪失されるだけであって、北原氏のいうように会社自体に“移転”したり“凝集”したりするものではけっしてない」「株主の空洞化によって実質的所有の主体が会社以外の誰か、たとえば、会社債権者、会社経営者、国家などに移転するこりとはあうるが、それが“所有の客体”である“会社それ自体”に移転することだけは“ありえない”のである」¹³⁾。

また、北原氏自身もとりあげておられる石渡貞雄氏の次のような指摘「だが、現実資本・会社の所有は会社であって株主にはない。となれば株主による現実資本の所有などはいえぬ。たとえ間接たりといえど株主に現実資本の所有はありえない。株主が所有する資本は、株式資本であり、株主の所有に

基づく支配力は、株式資本自体がもつ固有な支配力なのである。したがって、現実資本・会社の所有が二重化しているなどということはいえぬ」¹⁴⁾ というのもこの点に関わっているといえよう。北原氏自身は、石原氏のこのような批判を反駁され、とくに「現実資本にたいする“株主による所有”を一切否認する考え方は、法形式や直接的形態にとらわれすぎ、その中にふくまれた実質的關係を把握しそくなった見解と言わざるをえない」¹⁵⁾ と強調しておられる。この点から察すれば、北原氏にとっても、やはり所有は法形式にすぎないレベルにとどまってはならないという、法軽視主義と「伝統的マルクス主義」の合体ともいべき見地のなお残っていることが、上のように混乱した把握の原因となっていたとも考えることができよう。

(3) 株式会社の巨大化による会社資産所有権行使者の、したがって、会社を実質的に支配する者の個人大株主から経営者集団への移行という前項で展開した問題は、ほぼ同じような意味で、相互会社や協同組合にもあてはまるものであることを、最後にのべておく必要がある。

もっとも、相互会社や協同組合は、株式会社とはその組織形態を全く異にしていることはいうまでもない。だが、それらの組織にあっても、組織の資産の所有権者は「相互会社それ自体」「協同組合それ自体」なのである。そして、これらの所有権の行使者が本来的には、社員及び組合員—事実上はその代表者による総代会—であるところが株主—事実上は大株主—を本来的に所有権行使者としていた株式会社と異なるにすぎなかったのである。

したがって、総代会の形骸化は、ちょうど株主総会の形骸化が株式会社に対してもたらしたと同じ結果を相互会社や協同組合にもたらすであろうと考えないわけにいかないのである。すなわち、ここでも経営者集団への組織資産所有権の行使者の移行が起こりうるのであり、事実、

12) 拙稿、④ p. 37.

13) 西山忠範、「支配関係の構造 序説」『経済評論』1984年9月。

14) 石渡貞雄、「『所有と支配の分離』は存在するか—資本所有の分割とその支配—」『社会科学年報』(専修大学) 16号, 1982年3月, p. 12.

15) 北原勇, 『現代資本主義における所有と決定』岩波書店, 1984年, p. 112.

今日の相互会社や協同組合の多くにあって、原因はそれぞれちがうとはいえ、このような傾向が現存するといわねばならない。その限りで、相互会社や協同組合を、安易に株式会社と別ものように扱うことは時として極めてナンセンスなことになりうることに留意しておきたい。

III 現代巨大会社における所有の私的性格

(1) 本稿 I では、所有とは要するに、所有権と所有権の行使の統一以外の何ものでもないことが示された。そして、II においては株式会社における問題の複雑さが、とくに会社資産（現実資本）についてこうした所有の両面が単一の主体において統一されていないところにあることが明らかにされた。つまり、株式会社の資産は「会社それ自体」によって所有されているにもかかわらず、「会社それ自体」が自身で意思行使者たりえないために、その所有権は別途に確定される自然人（個人大株主、もしくは経営者）によって行使されるという関係がしめされた。

当然、このことから、株式会社の資産（現実資本）の所有主体たるべき、産業資本家性が、現代では「会社それ自体」とその所有権の行使者である自然人（個人大株主、又は経営者）との間に分割される関係が見えてこよう。

しかも、先にみたように、所有において基軸となるのはあくまでも所有権という法的関係である。所有権の行使は、所有権によってこそ基礎づけられており、前者が後者に先行しているわけではありえないからである。

となれば、株式会社における産業資本家性は、まず「会社それ自体」が基軸的にこれを担うことになり、そのことから、かつて筆者が規定したような（拙論③）「資本家の物化」概念が、ひとまず浮かび上がってくるのである。

だが、主軸ではないとはいえ、会社資産所有権の行使者である自然人もまた「会社それ自体」と資本家としての立場を分かちあうことに

なる」¹⁶⁾ ことは忘れられてはならないだろう。

経営者の半（乃至半分以下）資本家性¹⁷⁾も、このような関連で、はじめてみとめられるのであり、そうした客観的関連の把握をとびこして、ただ「現代社会に経営者層と異なる資本家階級というものがあるのでなく、経営者もまた資本家そのものである」¹⁸⁾ と、無媒介に主張することは、たんなるドグマの開陳の域を出るものではなく、却って討論の正しい科学的発展を妨げるものでしかないと考えないわけにいかない。

しかも、拙論④でもいったように、「彼の半資本家性は、大株主と違って、所有権のごとく自分自身で自由にしうる自己に排他的に帰属する何らかの法的権限に基礎づけられたものではなく、会社機関によってあてがわれた暫定性によって限定づけられていることもみのがされてはならない」し、「だからこそ、また、こうした半（乃至半分以下）資本家としての経営者を枠づける境界線がしばしばあいまいとなり、とりわけ日本的会社共同体のなかでは、しばしば常用従業員全体まで、こうした“半資本家性”が、さらに拡散されて分有されることにもなる」¹⁹⁾ 点が認められる必要があるのである。

拙論①から④、そして本稿に至るまでの筆者の認識のプロセスは、まさに没価値論的な客観的現実の把握をめざせばこそ筆者なりの苦闘のプロセスをあらわしている。とくに、「経営者」の資本家性の問題は率直にいて、各稿を通して、もっとも筆者の認識が発展的に動いた部分であることは事実である。

簡単にいえば、①では経営者の資本家性が肯定的にみられ、②③では、それがむしろ否定的にみられた。そして、④及び本稿において、別な角度から、ふたたびそれが肯定的に把えなおされるに到っている。以上を通読されれば容易に知られる通り、①と④乃至本稿での肯定の意味は全く異なるばかりでなく、①から④及び本稿への認識の発展自体に一つの筆者なりのすじ道があったのである。筆者の現段階

16) 拙稿、④ p. 39.

17) 同上。

18) 森、前掲書、p. 188.

19) 拙稿、④ p. 39.

での見解が筆者自身の旧稿の自己批判を通してえられた④及び本稿で示されているものであることはいうまでもない。

(2) 上でみたように、経営者の半(乃至半分以下)資本家性は、彼等が会社機関によって、「会社それ自体」による会社資産所有権の行使者という立場を与えられ、それによって、会社資産＝現実資本所有の一端を担うことに基礎づけられているのであり、決して彼等自身が、会社資産を直接に所有することにもとづいていない。

にもかかわらず、経営者の支配の基盤を、なお出資＝所有において把えようとする見解も跡をたっていない。

例えば、小松章氏は、「彼ら(経営者集団……筆者)の支配はあくまでも、“相対的大株主層による構造的支配”という大枠の中で成立するのである」²⁰⁾と主張され、これを更に敷衍して、次のように言っておられる。

「それゆえ、専門経営者による企業支配は、専門経営者支配論者がしばしば主張するような形で、すなわち機関大株主の機関化による個人大株主および個人大株主の支配力の“消滅”という形で成立するのではなく、専門経営者が集団として最大(級)個人大株主に成り上がるという形で、つまりは経営に出資を結合せしめることによって成立しているのである。しかも、専門経営者支配は決して専門経営者による単独支配を意味するのではなく、あくまでも相対的個人大株主層による構造的支配という大枠の中で成立するのである。したがって、専門経営者支配はその実、個人大株主としての支配であることを否定しえず、本質的にはそのことばが表現するような非出資者による支配という意味で成立しているのではない。それゆえ、そのことばが本来的に表現するものとしての専門経営者支配、すなわち専門経営者による、出資を基礎とすることのない支配という意味での専門経営者支配は、虚像であるといわなければならない」²¹⁾。

小松氏のこのような結論は、同氏が同じ著作

の別な箇所でも「意思主体となりうる株主の序列において筆頭のあるいはそれに迫る地位を確保することにより、実質的には当該企業内部の“幻の最大(級)個人大株主”として支配力を保持しうることになる」²²⁾とっておられることから容易に知られる通り、日本の巨大企業でも少なくとも個人大株主のなかでは、当該企業経営者集団の持ち株合計が、相当の地位を占めていることを主たる根拠としておられることは疑いの余地がない。しかも、その場合「意思主体でない“機関株主”」²³⁾という同氏によって繰り返される言葉があきらかに示しているごとく、日本の巨大企業の大株主表で主軸である機関株主を「意思主体でない」として別扱いすることが、同氏の認識のおもな基盤となっていることは否定すべくもないのである。

だが、機関株主を意思主体でないとすることが誤りであることについてはもはや多言を要しないだろう。つまり、機関株主が個人株主と異なるのは、それがそれ自体で意思を行使できないこと、その限りで意思を行使すべき意思代行自然人を別に確定しなければならないということだけであり、そのことは機関株主も立派に意思主体であることを何ら排除するものでないからである。

もっとも、小松氏も別に「だが、機関株主はたしかにそれ自体としては意思を持たないが、現実には当該機関を支配する主体の機関株主の意思として企業に送られてくることはいうを待たない」²⁴⁾ともいっておられる。だが、ここにみられるより正しい見地は、同氏の主張の基本線においては、活かされているとは考えられない。

そして、このような機関株主を正当に大株主表に加えれば、専門経営者集団の株主としての地位は、少なくともそのこと自体によって、「会社それ自体」の支配者たりうる線からは程遠いところまで後退せざるをえず、同氏のいう

22) 同上, p. 208.

23) 同上, p. 154, p. 156, 他.

24) 同上, p. 164-165.

20) 小松章,『企業の論理』三嶺書房, 1983年, p. 209.

21) 同上.

ような「相対的個人大株主層による構造的支配」の大枠の中に含めて経営者の地位を把えることは不可能とならざるをえないのである。

小松氏のこのような直接で素朴な意味とちがって、経営者集団の持ち株の意義が別途に追求される必要があることはいうまでもない。筆者自身としては、持ち株を通して「会社それ自体」との利益共同体的紐帯を固める、そしてそれを通して「会社それ自体」の意思、権利の行使者としての経営者の正常な機能のインセンティブとするのが、おおむねこのような経営者持ち株の意義と考えてよいだろうと思っている。

(3) 経営者の半(乃至半分以下)資本家性が、上述のような意味で認められるとしても、それが、極めて「限定された」しかも「枠づけられる境界線自体がしばしばあいまいとな」るものである以上、こうした経営者の支配が主流となる現代の資本主義における階級関係は—拙論④でみたごとく、国による相違の幅は小さくないことが認められるとはいえ—古典的な資本主義における階級関係とは大きく異なってきていることはいまや明らかであろう。

とりわけ、日本のような「法人資本主義」では、巨大会社へのアクセスの遠近によって決まる階層秩序(ヒエラルキー)の如きものが、資本—労働の単純な階級図式にとって変わりつつあるとさえいっても過言ではないといえよう。また、そうした現実の社会関係の、古典的マルクス主義の図式との相違を正しく認識することを通してこそ、「現代の問題」への前向きな対

応もはじめて生まれうるものであり、古典的ドラマへの固執が、たんに不毛であるだけでなく、時には却って反動的な役割を果たしうることも留意される必要があるとおもわれるのである。

それはさておき、先に見たような「半(乃至半分以下)資本家層」が、排他的私的利益集団として限定できる限りにおいて、「会社それ自体」の所有の私性格も決まるといえることができよう。

その上、このような、半(乃至半分以下)資本家層の資本家的性格が、事柄の性質上必ずしもあからさまでなく、時として「会社の名」に隠れた匿名性をもってあらわれがちであるという、欺瞞性にも留意しておく必要があるだろう。とくに、このような欺瞞の性格のゆえに、現代「半資本家」の資本家的責任も会社という擬性人に、しばしば極めて曖昧なかたちで転嫁されやすいという現代特有の問題点が見落とされてはならないだろう。

要するに、経営者集団を中心とする現代の資本家的部分の特質は、以上に見てきたような、不完全性と欺瞞性の両面において把えられるべきということになるだろう。

それと同時に、先にみたような排他的私的集団の限定が何らかの理由で不可能になれば—将来事実としてそうなるかどうかはべつとして—「会社それ自体」による私的所有も—それが上部構造である以上—必ずや風化せざるをえず、そのときにはわれわれも資本主義の消滅を始めて確認することができよう。